

宇都宮市及び芳賀町、宇都宮ライトレール株式会社からの
軌道運送高度化実施計画の認定申請について（2回目）

1. 日 時

令和8年3月26日（木） 10：30～11：10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審理室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 磯野、大野、藤澤、日下、増田、藤間

4. 議事概要

- 本件軌道運送高度化実施計画の認定申請（宇都宮駅西側軌道延伸）につき、延伸計画の概要及び地元の受け止め並びに建設費・資金計画、需要予測及び収支計画等の概要について所管局より説明を聴取した令和8年3月17日（火）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、施設等の整備等に当たっては国からの交付金による支援を受けて宇都宮市等が実施すること、地元や関係機関との調整が整っていること等を総合的に勘案し、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。